

「公衆浴場に係る基準の見直しの方向性（案）」

に対する市民意見の内容及び市の考え方

令和8年1月

名古屋市

「公衆浴場に係る基準の見直しの方向性（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容につきましては、原文の一部を要約または分割して掲載しています。

今後、いただいたご意見を踏まえて、名古屋市公衆浴場法施行条例及び名古屋市旅館業法の施行等に関する条例の改正を行う予定です。

1 実施結果

（1）意見募集期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月18日（火）まで

（2）意見提出状況

意見提出者数 5名

提出方法	電子メール	ファックス	郵便	合計
提出者数	4名	1名	－	5名

（3）意見内容の内訳

項目	意見数
○男女混浴の年齢制限について	2件
○貸切風呂における男女混浴の扱いについて	2件
○「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の基準について	1件
○その他	6件
合計	11件

2 寄せられた主な意見と名古屋市の考え方

○男女混浴の年齢制限に対するご意見

ご意見	名古屋市の考え方
<ul style="list-style-type: none">分かりやすいので、小学校1年生になったら男女混浴を制限してほしい。	厚生労働省通知「公衆浴場における衛生等管理要領」において、男女混浴の年齢制限の目安が「おおむね7歳以上」と示されている中、本市においては、分かりやすく理解の得られやすい基準とするため、小学校入学後の男女の混浴を制限することが適当であると考えております。
<ul style="list-style-type: none">4~5歳児でも自分の性別は認識しているため、年齢制限を「3歳以上」に引き下げてほしい。	

○貸切風呂における男女混浴の扱いに対するご意見

ご意見	名古屋市の考え方
<ul style="list-style-type: none">家族の場合の他に、障害者等への介助の場合も男女混浴を認めてほしい。着衣があれば男女混浴が可能であればその旨も記載してほしい。	現行の基準においても、介助の場合や着衣での入浴の場合には、一定の条件の下で男女混浴を認める特例を設けております。これらの特例については、今後も継続をしていく方針です。
<ul style="list-style-type: none">家族である旨の確認方法は営業者に任せる方が良いのではないか。	家族である旨の確認方法の参考とさせていただきます。

○「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の基準に対するご意見

ご意見	名古屋市の考え方
<ul style="list-style-type: none">「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の基準は行政に任せることが良いのではないか。	ご意見を踏まえ、「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の基準を検討してまいります。

○その他のご意見

ご意見	名古屋市の考え方
・入れ墨やタトゥーの方の利用制限は継続してほしい。	公衆浴場法及び旅館業法では、入れ墨やタトゥーに関する規制はなく、対応は営業者の判断により行われているところです。
・タトゥーは「湯あみ着」や「入浴着」によって隠すのであれば、許容しても良いのではないか。	
・手術痕を隠すために「湯あみ着」や「入浴着」を使用している利用者もいるため、許容されるケースを明確にしておいた方が良いのではないか。	入浴着については、清潔なものを着用していただく限り、使用の制限はありません。
・男女の性別の判断は、「身体的な特徴」で判断する旨を明確にしておいた方が良いのではないか。	厚生労働省通知「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」において、男女とは身体的な特徴をもって判断するものと示されており、本市においてもそのように取り扱っております。
・男女の性別の判断は、性自認や性転換による判断ではなく、生来の性別で判断してほしい。	
・男湯に女性従業員が入ってくることや、男性の脱衣室のみに防犯カメラが設置してあることは男女差別であり、規制すべきではないか。	ご意見として承ります。

健康福祉局 生活衛生部 環境業務課

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メール：a2658@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

電話番号：052-972-2658